FP	３級	保険

2020年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（57歳）は、妻Bさん（58歳）との２人暮らしである。Aさんは、満60歳で定年を迎えることから、将来、公的年金制度から自分の年金がどのくらい支給されるのか、知りたいと思うようになった。また、最近体調を崩すことが多くなったこともあり、公的医療保険の概要について理解を深めたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1962年５月12日生まれ・会社員）

- 公的年金の加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳　22歳　60歳

国民年金 未加入期間 35月	厚生年金保険 被保険者期間 445月

(2) 妻Bさん（1961年12月16日生まれ・専業主婦）

- 公的年金の加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
  高校卒業後の18歳からAさんと結婚するまでの11年間、会社員として厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

18歳　Aさんと結婚　60歳

厚生年金保険 被保険者期間 132月	国民年金 第３号被保険者期間 368月

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞に基づき、Aさんおよび妻Bさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2019年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1）Aさん：780,100円×$\frac{445月}{480月}$　妻Bさん：780,100円×$\frac{368月}{480月}$

2）Aさん：780,100円×$\frac{445月}{480月}$　妻Bさん：780,100円×$\frac{480月}{480月}$

3）Aさん：780,100円×$\frac{480月}{480月}$　妻Bさん：780,100円×$\frac{500月}{480月}$

《問２》 次に、Mさんは、Aさんおよび妻Bさんに支給される老齢厚生年金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「Aさんおよび妻Bさんは、1961年４月2日以後の生まれですので、いずれも特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金が支給されます」

2）「妻Bさんの厚生年金保険の被保険者期間が20年未満であるため、Aさんが65歳から受給する老齢厚生年金の額には、配偶者の加給年金額が加算されます」

3）「仮に、Aさんが現在の勤務先において、60歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者として65歳になるまで勤務した場合、65歳から支給される老齢厚生年金は、65歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算されます」

《問３》 最後に、Mさんは、公的医療保険の概要について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、原則（　①　）割となりますが、（　②　）内に、医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の額が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

Aさんが病気やケガによる療養のために、連続して４日以上、業務に就くことができず、当該期間について事業主から報酬が支払われない場合は、所定の手続により、傷病手当金が支給されます。傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して通算（　③　）が限度となります」

1）① 1　　② 同一月　　③ 3年

2）① 1　　② 同一年　　③ 1年6カ月

3）① 3　　② 同一月　　③ 1年6カ月

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員であるAさん（25歳）は、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から生命保険の提案を受けた。Aさんは独身であることから、生命保険は必要ないと考えていたが、提案を受けたことを機に、病気や就業不能時の保障の必要性を感じ、加入するかどうか迷っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：定期保険特約付終身保険（60歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：母Bさん
・指定代理請求人　：母Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：6,240円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注）	月額20万円×所定の回数	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額5,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	－	－
指定代理請求特約	－	－

（注）入院または在宅療養が30日間継続した場合に６カ月分の給付金が支払われ、その後６カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大24カ月分の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「厚生労働省の患者調査等の各種データでは、入院日数が年々長期化しており、退院後の通院時の療養に係る費用負担も大きくなっていますので、医療保障を検討する場合は、退院後の通院に対する保障を充実させることも大切です」

2）「先進医療の治療を受けた場合、診察料および投薬料に係る費用は公的医療保険の対象となりますが、技術料に係る費用は全額自己負担となりますので、先進医療特約の付加をお勧めします」

3）「指定代理請求特約は、給付金や保険金などについて、Aさんが請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された代理人がAさんに代わって請求することができる特約です」

《問５》 次に、Mさんは、生命保険の加入等についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「生命保険を契約する際には、Aさんの傷病歴や現在の健康状態などについて、事実をありのままに正しく告知する必要があります。なお、告知受領権は生命保険募集人が有していますので、当該募集人に対して、口頭で告知してください」

2）「提案を受けている生命保険に加入後、ライフステージの変化により、必要保障額は増減します。結婚や子の誕生といったライフイベントに合わせて、保障内容を定期的に見直すことをお勧めします」

3）「提案を受けている生命保険は、加入後も特約の中途付加や契約転換制度を利用することで保障内容の見直しが可能です。なお、契約転換制度利用時には、告知や医師の診査等が不要のため、健康状態にかかわらず、保障内容を見直すことができます」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「支払保険料のうち、終身保険および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、就業不能サポート特約、総合医療特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります」

2）「生命保険料控除は、加入した年については勤務先の年末調整で適用を受けることができませんので、適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要となります」

3）「Aさんが就業不能サポート特約から就業不能給付金を受け取る場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となります」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、自身の退職金の準備および事業保障資金の確保を目的とした下記の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞Aさんが提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	：低解約返戻金型終身保険（特約付加なし）
契約者(=保険料負担者)	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険料払込期間	：65歳満了
死亡・高度障害保険金額	：5,000万円
年払保険料	：220万円

※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 保険料払込期間を「低解約返戻金期間」とし、その期間は解約返戻金額を低解約返戻金型ではない終身保険の70％程度に抑えている。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を30年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）1,200万円

2）1,250万円

3）2,500万円

《問８》 Mさんは、《設例》の＜資料＞の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「当該終身保険は、保険料払込期間における解約返戻金額を抑えることで、低解約返戻金型ではない終身保険と比較して保険料が割安となっています」

2）「Aさんの退任時に、役員退職金の一部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該終身保険を個人の保険として継続することが可能です」

3）「保険期間中に急な資金需要が発生した際、契約者貸付制度を利用することにより、当該終身保険契約を解約することなく、資金を調達することができます。なお、契約者貸付金は、雑収入として益金の額に算入します」

《問９》 《設例》の＜資料＞の終身保険を下記＜条件＞で解約した場合の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

＜条件＞

- **低解約返戻金期間経過後に解約し、受け取った解約返戻金額は4,600万円である。**
- **X社が解約時までに支払った保険料の総額は4,400万円である。**
- **上記以外の条件は考慮しないものとする。**

1）

借　方		貸　方	
現金・預金	4,600万円	保険料積立金	4,400万円
		雑収入	200万円

2）

借　方		貸　方	
現金・預金	4,600万円	前払保険料	2,200万円
		雑収入	2,400万円

3）

借　方		貸　方	
現金・預金	4,600万円	前払保険料	2,200万円
		定期保険料	2,200万円
		雑収入	200万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、飲食店を営む個人事業主である。Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に提出している。また、Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（49歳）　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（47歳）　：Aさんが営む飲食店の事業に専ら従事し、2023年中に、青色事業専従者として給与収入80万円を得ている。
・長女Cさん（20歳）：大学生。2023年中に、塾講師のアルバイトとして給与収入90万円を得ている。
・二女Dさん（15歳）：中学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2024年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：400万円（青色申告特別控除後）
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2014年６月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：620万円
一時払保険料	：500万円

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「青色申告をすることができる者は、（　①　）、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者です」

ii.「事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者は、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を確定申告書に添付して、法定申告期限内に提出すれば、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができます。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（　②　）万円となります」

iii.「青色申告者が適用を受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除の適用、青色事業専従者給与の必要経費算入、翌年以後（　③　）年間の純損失の繰越控除、純損失の繰戻還付などがあります」

1）① 不動産所得　② 10　③ 3

2）① 譲渡所得　② 10　③ 7

3）① 不動産所得　② 55　③ 7

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「妻Bさんは青色事業専従者として給与の支払を受けていますが、妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、配偶者控除の適用を受けることができます」

2）「長女Cさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは長女Cさんに係る扶養控除の適用を受けることができます。長女Cさんに係る扶養控除の額は63万円となります」

3）「Aさんは二女Dさんに係る扶養控除の適用を受けることができます。二女Dさんに係る扶養控除の額は38万円となります」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

1）435万円

2）470万円

3）520万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、2024年１月5日に病気により死亡した。なお、二男Eさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

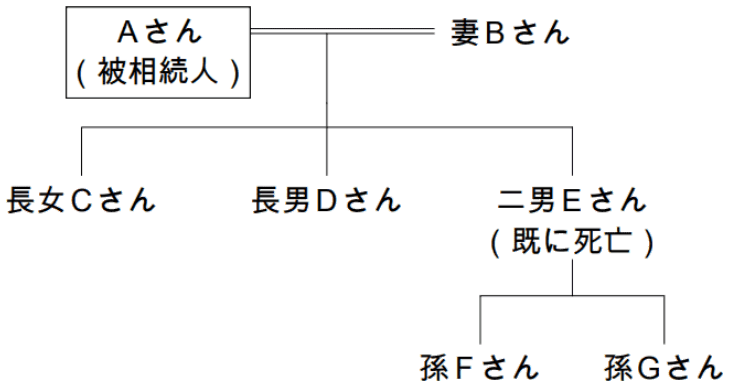

＜Aさんの相続財産（みなし相続財産を含む）＞

・現金および預貯金　：8,500万円

・自宅（敷地300㎡）：6,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）

・自宅（建物）　：2,000万円（固定資産税評価額）

・死亡保険金　：4,000万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は長女Cさん）

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「孫Fさんおよび孫Gさんの法定相続分はそれぞれ（　①　）となります」 ii.「Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（　②　）万円となり、課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を上回るため、相続税の申告が必要です」 iii.「相続税の申告書は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から（　③　）カ月以内にAさんの死亡の時における住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません」

1）① 8分の1　② 5,400　③ 10
2）① 12分の1　② 5,400　③ 4
3）① 12分の1　② 6,000　③ 10

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「長女Cさんが受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は1,500万円となります」
2）「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、原則として、妻Bさんの相続税の課税価格が、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか多い金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」
3）「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地について課税価格に算入すべき価額は4,800万円となります」

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が7,200万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	-
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円

1）900万円
2）910万円
3）1,460万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	2
問2	3
問3	3
第2問	
問4	1
問5	2
問6	1
第3問	
問7	2
問8	3
問9	1
第4問	
問10	1
問11	2
問12	1
第5問	
問13	3
問14	3
問15	1